

厚生常任委員会

平成28年12月9日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中川 靖広
小村 尚己	平川 理恵	濱 眞理子
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	植村 俊彦	健康福祉部長	面卷 昭男
福祉子ども課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	上埜 幸弘
長寿福祉課長	西梶 浩司	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
同 係 長	明石 将樹	健康対策課長	北 典子
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	生活環境部長	乾 善亮
国保医療課長補佐	田口 昌孝	環境対策課長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	住 民 課 長	浦野 歩美

3. 会議の書記

議会事務局長	黒崎 益範	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 小林委員、中川委員

委員長 全委員出席されておりますので、これから、厚生常任委員会を開会させていただきます。

まず初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、小林委員、中川委員のお2人を指名いたします。

お2人にはどうぞよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1番目として、付託議案、（1）議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、（3）の議案第54号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてと関連いたしますので、一括議題といたします。また、各課報告事項（1）の斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則につきましても関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。 浦野住民課長。

住民課長 それでは、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、議案書によりご説明申しあげます。

議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

住民課長 本議案は、平成29年2月に予定しております証明書等コンビニ交付サービスの開始及び平成29年6月末をもって請求者識別カード、いわ

ゆるパゴちゃんカードによる証明書等の自動交付を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

末尾の要旨をもってご説明させていただきます。恐れ入りますが、末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

1番、改正内容について、ご説明申し上げます。

(1) 証明書等コンビニ交付サービスの開始に伴う改正でございます。

まず、1つ目の改正でございますが、現在、窓口において印鑑登録証明書の交付を受ける際には、印鑑登録証を添えて申請する必要がありますが、印鑑登録者本人が証明書の交付を受けようとする場合に限り、印鑑登録証を添えることにかえて、個人番号カードを提示して申請を行うことができる規定を設けるものでございます。これは、コンビニ交付サービスが始まりますと、コンビニでは、マイナンバーカードがあれば印鑑登録証明書をとることができますが、役場窓口では、印鑑登録証を添えて申請すると規定しているため、マイナンバーカードのみを持参された場合、印鑑登録証明書を交付できないことから、改正するものです。

2つ目の改正でございますが、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による印鑑登録証明書の自動交付に関する規定を新たに設けるものでございます。

これら、2つの改正につきましては、コンビニ交付サービス開始日の平成29年2月1日から施行いたします。

(2) としまして、自動交付機の廃止に伴う改正であります。請求者識別カード、いわゆる磁気を付したパゴちゃんカードによる印鑑登録証明書の自動交付に関する規定を削除するものであります。こちらの改正につきましては、平成29年6月30日をもって自動交付機を廃止しますことから、平成29年7月1日から施行します。

2番、経過措置でございますが、現在のパゴちゃんカードにつきましては、自動交付機廃止後も印鑑登録証として引き続き使用するため、改正前の規定により交付されている印鑑登録証は、改正後の規定により交付された印鑑登録証とみなすこととします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますの

で、ご了承いただきますようお願いいたします。

以上、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、付託議案(3) 議案第54号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

住民課長 こちらにつきましても、末尾の要旨をもってご説明させていただきます。恐れ入りますが、末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

先ほど、議案第46号でご説明させていただきましたとおり、平成29年6月末をもって請求者識別カード、いわゆるパゴちゃんカードによる証明書等の自動交付を廃止することから、所要の改正を行うものがあります。施行期日は、平成29年7月1日でございます。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

以上、議案第54号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についての説明といたします。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例に関連しまして、各課報告事項(1) 斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料の2をごらんいただけますでしょうか。

それでは、末尾の要旨をもって、ご説明させていただきます。本規則は、斑鳩町印鑑条例の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものがあります。主な改正内容は、請求者識別カード、いわゆる磁気を付したパゴちゃんカードによる証明書等の自動交付の廃止に伴います印鑑登録証など印鑑登録申請に関する様式の改正でありまして、施行期日は、平

成29年7月1日でございます。

なお、規則改正文、新旧対照表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、お願いいたします。

以上、斑鳩町印鑑条例施行規則の一部を改正する規則についての説明といたします。

以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 個人番号カードを提示して申請を行うことができるってことなんですけど、家族等のを代理で、このカードを持ってきたら、代理人が申請して、いただけるということではないんですかね。

住民課長 個人番号カードの場合は、マイナンバーカードについては身分証明書ということでもありますので、本人以外の方が持つということは想定されませんので、個人番号カードを窓口で提示されて印鑑登録証を取得される場合は、本人が申請される場合に限らせていただきます。なお、代理の方が受けていただく場合には、これまでどおりパゴちゃんカードもしくは印鑑登録証ですね、こちらを代理の方にお渡しいただいて、代理で来られた方の本人確認をさせていただいた上で交付させていただきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。 濱委員。

濱委員 コンビニで交付を受けるときっていうのは、本人確認っていうのは、自動ですので、ないわけですね。

住民課長 コンビニで交付する場合は、暗証番号、4桁、数字4桁の暗証番号を入れていただくことで本人確認を行わせていただきます。それは、今のパゴちゃんカードによる自動交付機の場合と同じでございます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか・

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行います。
初めに、本案を可決することに反対の委員の意見を求めます。
濱委員。

濱委員 反対意見を申し述べます。
マイナンバー制度については、従前より反対の立場を表明してまいりました。この条例改正については、さまざまな手続き上のものなど、必要があるものと理解できますけれども、これに至るまでの背景については、異議がございます。マイナンバー制度の理解が進まない、住民の中にまだ交付が順調に進んでいない、こういった状況の中で、個人情報の聞きだしであったりとか、悪用を危惧させる事件が全国で相次いでおります。
証明書の発行は、休日でも役場窓口にて交付が受けられるなど、町とすることができるだけの対応をされることについては一定の評価をいたしておりますけれども、コンビニでの交付については、不安を覚えるものでございます。早朝、深夜など、店員さんについても、アルバイト対応の店なども数多くあると聞いております。不特定多数の人が自由に出入できる状況は、個人情報に関して、役場や公民館などに比べ、格段にリスクが高いものと思われれます。
マイナンバー制度に不安をお持ちの住民の方は多く、交付について保留をしている、こういった方も数多くいらっしゃる聞いております。そういった多くの住民の代表として、この条例に対して、黙って賛成するわけにはまいりません。もって、この案に対しては反対することを表

明し、意見といたします。以上です。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の委員の意見を求めます。
小林委員。

小林委員 それでは、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成の意見を述べさせていただきます。

このたび本条例の改正は、証明書等コンビニ交付サービスの開始及び請求者識別カード、パゴちゃんカードによる証明書等の自動交付を廃止することに伴い、所要の改正が行われるものであります。

現在の自動交付機につきましては、後続機種の開発予定がないため、部品供給の最終期限である平成29年6月末をもって廃止されますが、これに先行いたしまして開始されます証明書等コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、全国的に導入が進められているものであり、住民の皆さんにとって、役場に出向くことなく、自宅や職場など最寄りのコンビニエンスストアで、住民票など各種証明書の交付を受けられるサービスであるとともに、現在の自動交付機では取得できない戸籍証明書についても取得できるなど、住民サービスのさらなる向上につながるものであります。

反対者がおっしゃるように、利便性の向上に伴うリスクについてはですね、利用者に十分注意をしていただきながら、利用していただきたいと思います。

以上のことから、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例については賛成するものであります。委員の皆さまのご賛同、よろしくお願いをいたします。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第46号 斑鳩町印鑑条例の一部を改正する条例については、当委員会として、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いてお諮りいたします。議案第54号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第54号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第53号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 部長 それでは、議案第53号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生活環境 部長 まず、議案書の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。要旨をもちまして、ご説明をさせていただきます。

日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、所得税法等の一部を改正する法律によりまして外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が一部改正されまして、平成29年1月1日

から施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対しまして、町民税において分離課税されることとなった当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものいたします。

具体的には、これらの利子や配当にかかる所得については、これまで特別徴収されておりましたが、この日台民間租税取決めによりまして特別徴収できなくなる場合に、納税義務者の申告に基づいて分離課税されることになりました。この所得につきまして、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものというものでございます。

施行期日は、平成29年1月1日から施行することといたしまして、国民健康保険税につきましては、平成30年度の課税分から反映されることとなります。

適用区分といたしましては、改正後の条例付則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受ける特例適用利子等または特例適用配当等について適用をいたします。

なお、条例改正文、新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、議案第53号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この改正をされたときに、対象となる人の人数と、斑鳩町のこの国民健康保険税の影響額って、大体どれぐらいになるねやろ。

生活環境
部長 これにつきましては、今現在もこういう方があるかどうかという状況もつかめておりません。といいますのは、先ほど申しあげましたように、特別徴収ということで、もうその時点で、所得も、住民税も引かれておりますので、町のほうには、その情報が来ておりません。ですから、ちょっと今の状況もわかりませんし、これから何件あるのか、こういう方おられるのかということも、ちょっと今の状況では把握できませんが、当然、確定申告、分離課税で確定申告されますので、その時点では、その情報は町のほうに来ますので、その時点では何件っていうのはわかってまいりますけども、今現在の時点で、どのぐらいの件数、どのぐらいの金額というのはちょっとつかめておりませんので、よろしく願います。

委員長 ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、ちょっと基本的なところがよくわかっていないんですけども、外国に住んでおられる方の所得に対するということですけど、これは、外国に住んでいるけれども日本の勤め先からの所得があるっていうようなことなんでしょうか。ちょっとその辺がよくわからないんですけど。

生活環境
部長 これは、日本と台湾の関係でございます。日本人であれ、台湾人であれ、外国の方であれですね、日本に居住されている方が、この台湾の、向こうの、例えば証券会社とか、銀行ですね、その取り引きのある方、そういう方が、日本に住んでおられる方でね、だから、日本人であれ、外国人であれ、関係ないんですけども、日本に住んでおられる方が、そういう台湾の関係の事業者の利子あるいは配当を受けられたときに税金がかかるということでございますので、ほかの外国の方というよりも、日本に居住されている方ということでございます。日本に居住されている日本人、外国人ということですから、台湾の方とか、日本人とか、そういう限定じゃなしに、日本に居住されている方ということでござい

ます。

委員長

ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第53号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第56号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉
課長

それでは、議案第56号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉
課長

それでは、本条例の内容について、ご説明いたします。

なお、条例本文の朗読につきましては省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をごらんいただけるでしょうか。議案第56号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について（要旨）でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、介護保険法が改正され、指定地域密着型通所介護が指定地域密着型サービスとして位置づけられたことにより、県が指定を行っていた通所介護のうち、小規模な通所事業所について町が指定を行うこととなったことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。条例の改正に当たりましては、国が定める基準省令と同様の基準としております。

まず、（1）指定地域密着型通所介護事業の基準の追加であります。基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、第59条の2から59条の20で定めております。

次に、（2）指定療養通所介護の事業基準の追加であります。指定療養通所介護は、（1）の指定地域密着型通所介護で、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の者を対象とした通所介護であり、趣旨及び基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を、第59条の21から第59条の38まで、基準の追加をしております。

次に、（3）認知症対応型通所介護事業者による運営会議の設置の義務化（第80条の改正規定）であります。認知症対応型通所介護事業者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員または地域包括支援センター職員、知見を有する者等で構成される協議会を設置し、おおむね6月に1回以上、運営会議に対し活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。また、その記録を作成し、当該記録を公表しなければならないとなっております。

次に、（4）その他であります。介護保険法の改正に伴い、同法を引用する条項について整理等を行っております。

最後に、施行日でございますが、平成29年1月1日に施行いたします。

以上、議案第56号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。よろしいですか。平川委員。

平川委員 この条例の対象になる事業所っていうのは、町内には何か所あるんでしょうか。

長寿福祉課長 指定地域密着型通所介護事業所でございますが、デイサービス第二慈母園、ロハスの森、ロハスの歩の3事業所があります。それと、指定療養通所介護につきましては、第二慈母園が認知症対応型通所介護事業所の指定を受けておりますが、現在、休止をされているところでございます。

認知症対応型通所介護事業所につきましては、今、斑鳩町にはございません。

平川委員 運営会議を開いて、その記録を公表しなければならないってあるんですけども、この公表の方法っていうのはどういうふうに。

長寿福祉課長 公表の方法につきましては定めておりませんが、考えられることは、その事業所のホームページまたは事業所に来られたときにそういったものを見ることができるようにするのが考えられます。

平川委員 この基準については、基本的には、今まで県で定められていた内容とほとんど変わらないと考えていいんでしょうかね。

長寿福祉課長 そのとおりです。今までは、国の定める基準省令によって県が指定をしておりました。今は、同じ基準をそのまま条例に当てはめまして、斑鳩町が指定していくという形になります。

平川委員 あともう1点、その運営会議を開くことによって、どういう効果というかを見込まれるものなんでしょうか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 運営会議をすることによって、さまざまな立場の方からご意見をいただくこととなります。そのご意見を反映させながら、その事業所が、サービスの内容であったり、事業所そのものであったり、そういったものを評価し、みずからより一層サービスを向上すると、そういった観点から設けられたものでございます。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 すみません、この新旧対照表のところに、基本方針ですか、こういったところがずっと新規に数ページにわたって、追加というか、入っていますけども、こういった基準というのは、今まで県で行っていたものの内容を町のほうに移したということで、旧のところにはないけど新のところにはあがっているという理解でいいんでしょうか。

委員長 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 はい、そのとおりでございます。

濱委員 ちょっと全部見切っていないんですけれども、反対に削除というようなところでは、67条のあたりとかを削除されている分ってというのは。

反対に削除されていることについて、ちょっと説明していただきたいです。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 文言等の整理の中で上のほうに入れ込まれたということで、その部分については削除されて、その上の部分に入ったということでご理解いただければ。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第57号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 議案第57号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉
課長

それでは、本条例の内容について、ご説明いたします。

なお、条例本文の朗読につきましては省略をさせていただき、議案書末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をごらんいただけるでしょうか。
議案第57号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について(要旨)でございます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により介護保険法が改正され、指定介護予防認知症対応型通所介護の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。

初めに、(1)指定介護予防認知症対応型通所介護事業者による運営推進会議の設置の義務化(第39条の改正規定)であります。先ほど説明させていただきました議案第56号の運営推進会議の設置と同様の内容となっております

次に、(2)その他であります。介護保険法の改正に伴い、同法を引用する条項について整理を行っております。

最後に、施行期日であります。平成29年1月1日に施行いたします。

以上、議案第57号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小林委員。

小林委員　ほかの運営協議とか、運営推進会議とかがですね、2、3か月に1回なのに対して、こちらはおおむね6か月に1回以上の運営推進会議を開くってありますけれど、その、6か月に1回とか、2か月とか3か月に1回の違いっていうのか、それは何なんですかね。

委員長　池田副町長。

副町長　2か月に1回、3か月に1回というのは、どの運営協議会とって、町の関係でいっておられる協議会でしょうか。

小林委員　地域密着型サービスとかそういうやつは2か月に1回程度会議を開くとか、そういうようになっていると思うんですけども。

副町長　先ほども6か月に1回、それで今回のこの介護予防サービス事業についても6か月に1回ですけども。これにつきましても、当初、介護保険法制定以後、平成12年の介護保険法制定以後、こういう事業所については、やはり会社ですので、一般企業ですので、一般企業のその運営について、やはり1年、いわゆる1年に2回程度運営協議会を開いて、それを皆ですと。ただ、日常の定例会議、それはもう。これは第三者の、当前、会議ですわね、審査会ですので。それで、各施設の運営上の会議は、月1回とか、週1回とか必ず、これはもう、恐らく毎日やっておられると思います。その方の程度がございますので。しかし、これはもうあくまでも、このデイサービスのその運営のあり方について協議する場ですので、せめて1年に2回はしなさいよと、そういう会議になっておりますので。

委員長　ほか、ございませんか。　平川委員。

平川委員　ちょっと基本的なことなんですけど、先ほどのものについては、これ

まで国が基準を定めたものを町が新たに移行されるってということなんですけど、これについては以前から町のほうで所管していた部分で、この運営会議のみを新たに追加するってということによろしいのでしょうか。

委員長 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 はい、そうです。運営推進会議を新たに設置を条例化させていただいたところでございます。

平川委員 あともう1点、ここの適用する施設は、町内何か所あるのでしょうか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 ございません。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第57号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第59号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境 生活環境
部長 部長 それでは、議案第59号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別
会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

生活環境 生活環境
部長 部長 本補正予算につきましては、退職被保険者に係る療養給付費及び高額
療養費が当初見積もりを上回ることに伴うもの及び人事院勧告に伴う給
与改定及び人事異動等による人件費の補正をお願いするものでございま
す。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ820万8,000円を
追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ40億6,680万
3,000円とする補正予算でございます。

それでは、補正予算書によりまして、ご説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きをいただきたいと思えます。初めに、
歳入予算の補正についてでございます。

第3款 療養給付費等交付金、第1項 療養給付費等交付金、第1目
療養給付費等交付金で、退職被保険者に係る療養給付費及び高額療養費
が当初見積もりを上回ることに伴いまして741万5,000円の増額
補正をお願いするものでございます。

次に、第8款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰
入金で、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正
として、職員給与費等繰入金79万3,000円の増額補正をお願いす
るものでございます。

続きまして、補正予算書の6ページでございます。歳出予算の補正に
ついてでございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、人事
院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正として300
万4,000円の増額補正を、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費で、
同じく人件費の補正といたしまして221万1,000円の減額補正を

お願いするものであります。

次に、7ページでございます。第2款 保険給付費では、歳入で申しあげました退職被保険者に係ります療養給付費及び高額療養費が当初見積もりを上回ることから、第1項 療養諸費、第2目 退職被保険者等療養給付費で743万8,000円、第2項 高額療養費、第2目 退職被保険者等高額療養費では78万5,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、予算書の8ページでございます。第11款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費では、今回の予算補正に要する財源として80万8,000円の充当をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りをいただきたいと思っております。1ページの予算総則を朗読をさせていただきます。

(予算総則朗読)

生活環境 以上をもちまして、議案第59号 平成28年度斑鳩町国民健康保険
部長 事業特別会計補正予算(第4号)につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 濱委員。

濱委員 すみません、ちょっと勉強不足で、教えていただきたいんですけど、私も社会保険から国民健康保険にかわってきたものですが、退職者という保険証いただいていますけど、これの退職の日から、どういうところまでというか、適用されるんですか。

生活環境 これにつきましては65歳までということになりますので、65歳に
部長 なりましたら、一般の被保険者になるということでございます。

移っていただいても、中身というのか、制度そのものは変わりません

ので。財源が変わるということだけですので、本人さんにとっては、被保険者にとっては、何ら変わりはありませんので。

濱委員 じゃあ、年齢だけですか、その規定というのは。内容とかいうのは、もう何にも関係ないですか。

生活環境
部長 年齢によってかわるということですが、先ほど言いましたように、被保険者の方には全く影響ありません。これは財源が、要するに退職してすぐの方は、国保の財政が圧迫されるということで、社会保障診療報酬支払基金からその財源をいただくということになっておりますので、一般の方は、当然、国や県の補助金もありますけれども、退職の方については、もう全額、その社会保障診療報酬支払基金のほうからいただけるということで、内容についてはそういうことでございまして、被保険者の方については変わらないということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第59号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第61号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 議案第61号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉課長 今回の補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の予算補正と、それに伴う一般会計からの繰入金の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億4,289万8,000円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。初めに、歳入予算の補正についてであります。

第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費として、第3目 地域支援事業費繰入金(包括的支援事業・任意事業)で152万6,000円の減額、第4目 その他一般会計繰入金で193万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして8ページをごらんください。

歳出予算の補正についてであります。

第1款 総務費では、歳入で申しあげましたとおり、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費として、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で193万1,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、同様の理由により、第4款 地域支援事業費、第2項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業・任意事業費で4万円の増額、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費で317万3,000円の増額、第7目 権利擁護事業費で60万7,000円の減額、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で413万2,000

0円の減額補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけるでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第61号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますよう、お願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第61号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第62号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境部長 それでは、議案第62号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生活環境
部長

この本補正予算につきましては、事務費が当初見積もりを上回ることに伴うものと、保険料の還付に伴う広域連合からの保険料還付金の増額補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,330万1,000円とする補正でございます。

それでは、補正予算書に基づきまして、説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、歳入予算の補正についてでございます。

第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金で、事務費が当初見積もりを上回ることから、6万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第6款 諸収入、第2項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金で、保険料還付に伴います広域連合からの保険料還付金35万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算書の6ページでございます。

歳出予算の補正についてでございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で、被保険者証発送に係る経費が当初見積もりを上回ることから6万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第3款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 保険料還付金及び還付加算金で、保険料還付金において不足が生じることから35万円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、予算書の1ページにお戻りをいただきたいと思います。

1ページの予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

生活環境
部長 以上で、議案第62号 平成28年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましての説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第62号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、9番目の陳情第5号 「家族の会」は、介護保険制度の給付抑制・負担増案に反対しています 認知症の本人・介護家族の取り組みにご理解とご支援を！についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。 黒崎議会事務局長。

議会事務
局長 それでは、陳情第5号 「家族の会」は、介護保険制度の給付抑制・負担増案に反対しています 認知症の本人・介護家族の取り組みにご理解とご支援を！について、ご説明を申し上げます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

（ 陳情文書表朗読 ）

議会事務 2枚目に要旨をつけておりますが、要旨の朗読につきましては省略を

局長 させていただきます。

陳情の趣旨は、介護保険制度の後退によって認知症の人と家族が置かれている困難な現状に理解を賜り、それぞれの立場から、介護保険制度を後退させないための声を上げることがを求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、委員会皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

順番に言っていただけますでしょうか。 小林委員。

小林委員 ちょっと2点、ちょっと確認させていただきたいんですけど、この陳情に関しまして、近隣の市町村、どういう対応されているのか、お伺いしたいと思います。

委員長 黒崎議会事務局長。

議会事務局 近隣の7町の状況について確認をさせていただいておりますが、斑鳩町を除きまして、斑鳩町以外の6町には提出はされていないというふうな状況でございます。

小林委員 すみません、理事者側にお聞きしたいのはですね、オレンジプラン、国のほうで計画されましたけれども、それに伴う認知症ケアパスが最近公表されましたけれども、その中でですね、相談窓口に家族の会というのがございましたけれども、その家族の会と、ここの、認知症の人と家族の会というのは同じなんですかね。ちょっと確認を。

委員長 西梶長寿福祉課長。

長寿福祉課長 ここの家族の会に入っているかどうかはちょっと把握しておりません。

委員長 それでは、ちょっと1人ずつ意見聞きたいと思いますので、小林委員のほうから、陳情書について。 小林委員。

小林委員 今回、認知症の人と家族の会の、この方々ですね、考え方と、ことしの8月に国に出された要望書、それに伴うたくさんの利用者や家族の影響調査アンケート読ませていただきまして、今後、斑鳩町としても、財政が厳しい中ですね、新たな課題や改善点を明らかにしながら、町としてですね、斑鳩町が果たすべき役割を考えていかなければいけないので、大変勉強になったというふうに思っております。今回のこれはですね、意見書の提出を求めているわけではなく、それぞれの立場からそれぞれの方法で声を上げていただきたいという要望ですので、今回の一般質問でも、平川委員と奥村委員のほうからですね、介護保険に関する一般質問を、それぞれの立場で、それぞれの方法でしていただきましたので、当委員会としては、趣旨採択でいいのかなというふうに考えております。

委員長 次に、小村委員。

小村委員 私はですね、今、小林委員のほうからおっしゃっていただいたところと同じですね、それぞれの立場から、それぞれの方法で、介護保険制度を後退させないための声を上げていただきたいというようなことですので、この文言を読む限り、特段ここで決断をしなくていいかなというふうに思っていますので、趣旨採択でもいいのかなというふうに思っております。

委員長 次に、平川委員。

平川委員 私も、この要望をいただいて、この家族の会の考えとかをいろいろ学ばせていただいて、ただ、意見書を上げてほしいという要望ではないの

で、同様に趣旨採択でいいと思います。

委員長 濱委員。

濱委員 ここに書かれているもの、また、配布されました、冊子になっているものの内容については、確かに家族の会の方のおっしゃっていることについては、私は、介護保険を、充実というか、これからももっと本当にご本人、家族のための施策を進めてほしいという気持ちは大変よくわかります。議会の中でも、それぞれの立場での、動きというか、活動をされている中で、今回のこれは委員長に対しての文書をいただいているんだと思いますけども、特にこの厚生常任委員会では、重点的にこのことについて委員一人ひとりがもっと深く知ってほしいという、そういうことで届けてくださったのだと思います。今回については、議会として、国に対して意見書を上げるというのも1つの、この一番最後の、声を上げていただけますようという、ちょっと抽象的な言い方ですけど、それも含まれると思いますけれども、この段階では、斑鳩町の厚生常任委員会それぞれの委員さんに対して、この問題をもっと深く知ってほしいということでの、提案というか、要望が寄せられたということだと理解しております。

委員長 次、中川委員。

中川委員 ここに5点ほど、何か案、「これらの案が実施されては、認知症の在宅介護、とりわけ重要な初期の介護は到底立ち行かなくなってしまう」とありますが、この案っていうのは、これ、いつごろ決定するの。これは国でははるさかい、ここではわからへんのかな。今、どんな状況なるねやろ。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉
部長 この提言というのは、国の財政制度等審議会が提言されまして、現在、厚生省の社会保障審議会介護保険部会で審議されております。きょうですかね、見ましたら、きょうにその意見取りまとめということが出ておりましたので、きょうにそういった形の、その中での意見の取りまとめをされているのかな。ただ、その委員の中には、私どものほうの、いわゆる自治体のほうの代表者も出席しておりますので、それらの意見も踏まえた上で、それぞれ立場から意見を申されて、取りまとめられるのではないかと考えているところでございます。

中川委員 その結果も踏まえて、また各議員がそれぞれの立場に応じて、またこの方々の役に立てるように努力していったらええのかなと、そのように思います。

委員長 それではちょっと、暫時休憩いたします。

(午前9時59分 休憩)

(午前9時59分 再開)

委員長 再開いたします。

陳情第5号について、委員皆さんの意見をお聞きする中では、趣旨採択ということではありますが、よって、本陳情書については、当委員会として、趣旨採択すべきものと決しましたので、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、陳情第5号については、当委員会として、満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、2番目として、継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化に関することにつきまして、今回の委員会では、平成21年度から実施をしております生ごみ分別収集モデル事業につきまして、現在の状況を、資料1に基づきましてご報告をさせていただきます。

ごみ焼却量や埋め立て処分量の削減、また、資源の有効利用を図ることを目的に、平成21年度、2自治会の協力によりまして始めました生ごみ分別収集につきまして、事業開始から7年が経過し、本年12月5日現在で、75自治会、6,168世帯が生ごみ分別モデル世帯としてご協力をいただいている状況であります。

従来、生ごみ分別世帯への協力は、自治会への書面での協力依頼、自治会連合会の会合での協力をお願いといったことが中心であり、資料の上段、モデル世帯数をごらんをいただいてもわかりますように、平成25年度から平成26年度にかけて、平成24年度と比較をいたしまして、やや参加自治会数が伸び悩んでいた状況でございました。

そうしたことから、平成27年度から、まず、自治会長や自治会の役員の方に当事業を理解いただこうと、書面での協力依頼のほか、生ごみ分別未実施自治会の自治会長や役員を対象とした生ごみ分別事業説明会を複数回開催をし、自治会で検討いただける1つの材料としたところ、参加自治会数が、平成27年度で13自治会、今年度ではこれまでに16自治会が新たに参加いただくなど、再び参加者数が上昇しているところであります。

なお、資料の裏面にモデル自治会の一覧表を記載をしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

次に、資料の中段、生ごみの回収量であります。参加自治会の増加に伴いまして、回収量も増加をしております。今年度11月末現在では、約260トン、可燃ごみの約13%を占める量を回収をしているところであります。

最後に、生ごみ分別収集の費用対効果であります。平成25年度から27年度までの過去3年間、可燃ごみから生ごみを分別し、堆肥化处理

することによりまして、単に焼却するよりも、約400万円から500万円安価で処理できておりまして、焼却や埋め立て処分量の削減、資源の有効利用のほか、処理費用面でも有効な取り組みとなっているところでもあります。

当町が、目指しております、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくり、いわゆるゼロ・ウェイストへの取り組みにおきましては、この生ごみをいかに可燃ごみとして処理しないかといったことが大きな課題でありますので、現在取り組んでおります生ごみ分別収集モデル事業や、生ごみの自家処理の推進をさらに充実させていくほか、発生抑制にもつながる食品ロス削減の推進も図ってまいりたいと考えているところでもあります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましての説明とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3番目として、各課報告事項についてを議題といたします。

(1) につきましては先ほど説明が終わっておりますので、(2) 議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、各課報告事項(2) 議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)であります。

この補正予算のうち、健康福祉部、生活環境部の所管に関する内容に

つきまして、ご説明を申しあげます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第1節 児童福祉費負担金で、私立保育園の入所児童数が当初見積もりを上回ることから685万1,000円の増額をお願いしております。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、分担金及び負担金と同様の理由により848万3,000円の増額、第2節 障害福祉費負担金で、障害児福祉サービス給付費及び更生医療費等給付費が当初見積もりを上回ることから、合わせて608万8,000円の増額をお願いしております。

次に、第2項 国庫補助金では、10ページにかけての第2目 民生費国庫補助金の第1節 児童福祉費補助金で、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備の支援に当たり、補助対象事業費が追加承認されましたことから372万4,000円の増額、第2節 障害福祉費補助金で、障害者移動支援等事業費が当初見積もりを上回ることから66万7,000円の増額、第3節 社会福祉費補助金で、経済対策分の臨時福祉給付金給付事業の実施に要する補助金、合わせて7,898万6,000円の増額、第4節 老人福祉費補助金で、町内グループホームの介護機器取付費への補助が国の交付金の対象となることから185万4,000円の増額をお願いしております。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金424万1,000円、第3節 障害福祉費負担金304万3,000円の増額をお願いしております。

11ページにお移りいただきまして、第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金で、福祉医療費助成等に係る県補助対象分の決算見込みにより、第1節 社会福祉費補助金22万4,000円の増額、第2節

児童福祉費補助金60万円の増額、第3節 障害福祉費補助金の心身障害者医療分70万円と精神障害者医療分50万円の増額、地域生活支援事業費補助金で、国庫補助金と同様の理由により33万3,000円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入にかかわる内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年4月に実施した人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の補正もそれぞれの費目において計上をさせていただいております。

恐れ入りますが、15ページをお開きいただけますでしょうか。主な歳出の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、人件費の補正をお願いしております。

16ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第25節 積立金で、福祉費寄附金のうち福祉基金への積み立てを希望される寄附金の積立金100万円の増額と、第28節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正により79万3,000円の増額をお願いしております。

第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正と、第13節 委託料で、社会保障・税番号制度における情報連携について、国の標準仕様の変更に伴うシステム改修が追加で必要となることから10万6,000円の増額をお願いしております。

第3目 老人福祉費では、国の交付金を活用して町内グループホームの介護機器取付費への補助金を交付することから185万4,000円の増額をお願いしております。

17ページにお移りいただきまして、第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積もりを上回ることから、第12節 役務費で22万4,000円、第20節 扶助費で合わせて610万円の増額をお願いしております。

第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげました障害者移動支援等事

業費が当初見積もりを上回ることから、第13節 委託料で合わせて238万6,000円の増額、更生医療費給付費、障害児福祉サービス給付費等が当初見積もりを上回ることから、第20節 扶助費で合わせて1,217万8,000円の増額をお願いしております。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正に伴い40万5,000円の増額をお願いしております。

第11目 後期高齢者医療費では、第28節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における事務費の予算補正に伴い6万6,000円の増額をお願いしております。

18ページにかけての第13目 臨時福祉給付金給付事業費では、歳入で申しあげました経済対策分の臨時福祉給付金が給付されることから、その給付に要する費用、合わせて7,898万6,000円の増額をお願いしております。なお、本事業につきましては、繰越明許費の予算補正もお願いしております。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正をお願いしております。

19ページにかけての第2目 保育園費では、人件費の補正と、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげましたとおり、学校法人斑鳩学苑の小規模保育所整備の支援に当たり、補助対象事業費が追加承認されましたことから418万9,000円の増額をお願いしております。

第3目 児童保育費では、第13節 委託料で、私立保育所の入所児童数等が当初見積もりを上回ることから、合わせて3,434万5,000円の増額をお願いしております。

第5目 児童手当支給事業費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、20ページにかけての第1目 保健衛生総務費で、人件費の補正をお願いしております。

第2目 感染症予防費では、第13節 委託料で、社会保障・税番号

制度の情報連携について、国の標準仕様の変更に伴うシステム改修が追加で必要となることから71万3,000円の増額をお願いしております。

次に、21ページにかけての第2項 清掃費では、それぞれの目において、人件費の補正をお願いしております。

以上、議案第58号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）のうち、健康福祉部、生活環境部の所管に関する内容につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。よろしいですか。 平川委員。

平川委員 保育所の中の、私立保育所の入所児童数が当初の見込みを上回ったって言っているんですけども、この予算措置に伴う人数って、何人なんですか。

福祉子ども課長 私立保育所入所児童数、当初予算ですね、174名と見込んでおりましたけれども、実績見込みが247名となりましたことから、今回、増額の補正をさせていただいているところでございます。

平川委員 あともう1点、20ページの、先ほど説明いただいたうちの健康管理システム番号制度対応関連システムっていうのは、これは、町の健康診断とかの状況と番号システムを関連づけるっていう、そういうシステムなんですか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 今回、この予算措置をさせていただきましたのは、平成29年7月から、国と地方における情報ネットワークシステムを介した特定の個人情報の提供、照会の連携開始に伴いまして、特定個人情報データの標準レ

レイアウト、これが公開されたところでございます。そうしたことから、平成28年度の社会保障・税番号制度システム整備実施要領が一部改正されまして、この改正に伴う特定個人情報データの標準レイアウトの改定が必要だということで予算計上させていただいているところでございます。以上でございます。

委員長 よろしいですか。ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(3)番目として、市町村国保の県単位化に関する取組について、理事者の報告を求めます。 乾生活環境部長。

生活環境部長 それでは、各課報告事項の3つ目の市町村国保の県単位化に関する取組につきまして、ご説明申しあげたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思います。なお、この資料につきましては、奈良県健康福祉部の保険指導課が作成をいたしまして、平成28年の8月29日に開催されました奈良県議会の厚生委員会に提出された資料でございますが、この資料を用いまして、ご説明を申しあげたいと思います。

まず、この資料には記載をされておられませんけれども、国保の制度改革に至った経緯につきまして、改めて説明を申しあげたいと思います。

市町村の国保については、各市町村が保険者となっておりますけれども、高齢化の進展、医療の高度化等によりまして、医療の給付費は年々増加してきておりまして、将来的に国保財政が急激に悪化する恐れがあるということ、特に、少子・高齢化の進展によりまして国保加入者は減少している状況であり、国保運営が一層不安定になりやすい等の財政運営上の構造的な課題がございます。それと、市町村ごとに事務処理の実施方法にばらつきがある等の事業運営上の課題がありまして、これまで、公費の投入、保険者間での財政調整、保険者事務の共通化・共同実施な

どで対応してきておりますけれども、十分とは言えない状況でございます。

こういった課題を改善するためには、地域の医療分析に基づきまして、効果的な健康づくりと医療費抑制の両面に積極的に取り組む体制の再構築が必要であるということ、また、国保の安定性・持続可能性を確保するために、国保運営を県単位化とした上で県が積極的に関与することが必要であるとされておりました。

このような状況の中で、資料の1ページのこれまでの経緯と制度改正の概要の一番上の枠のところでございますが、右側でございます、国の主な動向というところでございますけれども、国において、平成27年5月29日に国民健康保険法の一部を改正する法律が公布をされまして、平成30年度から、都道府県が国保の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことで、国保制度の安定化を図ることとされました。また、平成28年の4月には、国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法についてのガイドラインが策定されまして、示されております。

一方、その左側の枠でございますが、県内におきましても、平成25年度から、市町村の担当課長レベルの会議等におきまして、奈良県としての国保の県単位化等について、毎年検討を続けておりましたが、国民健康保険法の一部改正がされましたことを受けまして、平成28年5月に、県と市町村の代表の課長で協議する第1回目の市町村国保の県単位化のあり方検討ワーキンググループが開催をされまして、現在まで3回の検討ワーキンググループが開催をされておまして、今月の19日、12月19日には第4回目が開催される予定となっております。

次に、その下の枠の2の制度改正の概要でございます。新制度におけます県の主な役割といたしまして、左側の枠内でございますけれども、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、標準保険料率を提示をいたします。また、財政安定化基金の設置・運営を行います。また、保険給付に必要な費用の全額を市町村に対して

交付をするということになっております。

一方、市町村でございます。右側の枠内でございます。市町村は、これまでどおり、被保険者の資格管理、保険料・保険税の賦課・徴収、保険給付の決定、保険事業の実施を行います、また、新たに県が示しました市町村ごとの標準保険料率を参考に保険料率を決定することになります。そして、国保事業費納付金を県に対して納付するということとなります。

次に、その下の枠でございます。国保財政の仕組みでございますが、これまで市町村が、左側でございますけれど、市町村が個別に国保財政を運営しておりましたけれども、平成30年度の県単位化後は、県と市町村の共同運営ということになります。県は、国保の特別会計を新設をいたしまして、これまで市町村が個々に受けておりました公費を、全て県の国保の特別会計で受けます。そして、保険給付等に必要な費用を市町村に対して交付をいたします。市町村につきましては、県が示した国保事業費納付金を納付することになります。

次に、裏面の2ページでございます。2ページになりますが、制度設計に関する基本的な考え方等の案でございます。県は、これまで市町村と検討を続けてきた取り組みといたしまして、同じ所得、同じ世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じことを基本に、市町村国保事業費納付金の算定方法を導入いたします。そして、制度設計に当たっては、1つとして、県民負担の公平性の確保、2つとして、制度改正に伴う県民負担の激変緩和、3つとして、各市町村における医療費適正化等の取り組み努力の反映等の観点から、検討、調整を行うこととしております。

次に、その下の枠でございます。2の主要な課題と基本的な考え方(案)といたしまして、①の制度設計では、(1)の納付金の算定方法でございます。県は、市町村に対して、医療給付に必要な費用の全額を交付しなければなりません。このため、県全体の医療給付費総額から公費等を差し引いた保険料必要総額を市町村ごとに納付金として算定し、割り当てるもので、その算定方法について、国の標準的な方法をベースにして

検討することといたしております。

その中で、右側の国の考え方で、県での任意設定が可能とされる項目につきまして県の考え方が示されておりまして、納付金の算定方法として、医療水準は考慮せず、所得水準と人数・世帯構成に応じた算定とし、被保険者規模別の標準的な収納率を設定するといたしております。

次に、(2)の激変緩和措置についてでございます。制度改正に伴います保険料負担の増加に対して激変緩和措置を組み込み、段階的な保険料水準の統一を図ることとしております。この項目につきましても、県での任意設定が可能とされている項目につきまして県の考え方が示されておりますけれども、基本的には国の考え方に準拠することとしておりまして、対象につきましては、制度改正に伴う市町村の保険料負担分とし、その際には、財源規模に留意して、激変緩和の期間、方法等を検討することといたしております。

(3)につきましては、インセンティブのあり方でございます。市町村における保険料の収納率の向上、医療費の上昇抑制や、健康づくり等の取り組み努力を評価して支援する仕組みを構築することとしておりまして、現に取り組んでいる事業への事業費補助分と、取り組みの成果や努力に応じて配分する指標に基づく配分の2本立てで検討していくこととしております。

そして、②の市町村事務の共同化についてであります。県全体で事務の効率化のメリットにつながるものについて事務の共同化を検討・推進することといたしておりまして、必要に応じて財政的な支援等についても検討することといたしております。

以上の、これらの項目につきまして、県の考え方の案が示されておりますが、先ほど申しあげましたように、現在、市町村国保の県単位化のあり方検討ワーキンググループにおきまして担当者レベルでの協議を重ねているところでございます。

次に、3ページでございますが、こちらのほうは、参考といたしまして、納付金の算定方法と激変緩和のイメージとなっております。先ほどから説明をさせていただいている内容につきまして、イメージ化したも

のでございます。

次に、最後のページ、4ページでございます。平成30年度に向けましたスケジュール（案）でございます。平成28年5月から平成30年3月までのスケジュール案を示しております。現在までは、このスケジュールどおりの進捗となっております。

まず、表の左側の項目のところでございます。先ほど説明いたしました制度設計といたしまして、納付金の算定方法、激変緩和措置、インセンティブのあり方、それと、市町村事務の共同化についてでございますが、これらの項目につきまして、赤の塗りつぶしのところがございますけれども、平成29年の2月に市町村長会議において素案の合意形成を図ることとしておりまして、平成29年6月には案の合意形成を、そして、平成29年9月には制度の決定をすることといたしております。この合意形成や制度の決定に当たりましては、黄色の塗りつぶしのところがございますが、市町村検討ワーキンググループ、市町村担当課長会議、そして、黒の塗りつぶしのところがございますが、市町村長への説明を経て、市町村長会議において決定をされるということになっております。平成29年の9月に制度の決定がされましたら、県は、各市町村に、国の納付金算定システムの確定版による納付金を算定して、提示するということになっております。また、決定されました事務の共同化事務の実施の準備にかかることになっております。

次に、中段のところでございます。その他の市町村の主なものというところがございますが、まず、納付金算定システムでございます。納付金算定に係る各市町村の自庁システムの改修と県へのデータの提供となっておりますが、当町におきましては、本年9月に自庁システムの改修を終えまして、10月に県へ必要なデータの提供を行っております。県につきましては、各市町村からのデータの提供を受けて、国の納付金算定システムの簡易版を活用して、各市町村の納付金の試算をすることといたしております。先ほど申しあげましたが、平成29年9月に市町村長会議においての最終制度が決定されましたら、国の納付金算定システムの確定版による納付金を算定して、提示されることとなっております。

次に、その下の市町村事務処理標準システム等関係につきましては、平成30年度からの国保改革に伴う新たな事務を効率的に実施されるよう、国が市町村事務処理標準システムを開発して、それを提供することとなっておりますけれども、当町におきましては、現在使用しております既存の国保システムとの連携が必ず必要になってまいりますので、この国の標準システムを導入せず、この標準システムに準じた当町の既存の国保システムの改修、それと、国民健康保険団体連合会との情報のやり取りを行うための国保情報集約システムという新しいシステムの連携に伴います当町の国保システムの改修、これを平成29年度に行いたいと考えておまして、新年度予算にこの費用を計上させていただき予定をしております。

次に、その下の市町村国保条例改正案の検討・作成では、平成29年度に、県から示された納付金額、標準保険料率をもとに、当町の国保税率を検討していただくために、斑鳩町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただく予定をしております。その答申を受けまして、予定では、平成29年の12月議会に国保税条例の一部を改正する条例を上程をさせていただきたいと、このように考えております。

その下の被保険者への広報につきましては、県や市町村におきまして最終の制度の決定がされた平成29年9月以降に、広報紙等で被保険者の皆さん方に周知をさせていただきたいというようなことで考えております。

続きまして、その他の県の主なものでございます。

まず、納付金算定システム関係でございますが、先ほども申しあげました市町村が県に納める納付金の算定について、国の簡易版を活用して平成28年11月から試算を開始しておりまして、平成29年の10月からは国のシステムの確定版を活用して納付金を算定をしていきます。

その下の県国保運営協議会の設置につきましては、現在は、県の国保運営協議会は設置されておられませんけれども、平成29年の2月ごろに条例を制定し、運営協議会を設置され、その後、年3回程度、協議会を開催される予定でございます。

その下の国保運営方針の策定でございますが、安定的な財政運営や効率的な事務運営の確保のための県内の統一的な運営方針を定めるというもので、平成28年9月ごろから素案の検討が行われておりまして、平成29年6月から市町村の意見を聴取するとともにパブリックコメントを実施して、平成29年9月に策定予定としております。

その下の、県国保条例の検討・作成では、平成29年12月に県の国保条例の議決を予定をされております。

最後に、一番下の県国保特別会計の設置につきましては、平成30年の2月ごろに新たに県の国保の特別会計を設置をされるという予定でございます。

以上をもちまして、現段階での市町村国保の県単位化に関する取り組みにつきましての説明とさせていただきますが、今後、これらの取り組みにつきまして、進捗につきましては、また当委員会にもご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申しあげます。

委員長 10時50分まで休憩いたします。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 それでは、再開いたします。

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
平川委員。

平川委員 保険料は、どのタイミングで、ある程度見通しっていうのが出てくるんですか。

生活環境 部長 スケジュールのほう、一番最後のページですけど、スケジュールを見ていただきますと、市町村の、29年9月ですね、制度の決定、これが行われました後、それぞれの市町村に納付金の額、それから標準保険料

率というのが提示されますので、正式には、ここから当町の保険税率をどうしていくのかということを検討するということになるんですけども、このタイミングで12月議会に、国保運営協議会をやって、それから諮問をさせていただいて、答申を得て、12月議会にっていうのは、このタイミングは非常に厳しいタイミングかも知れませんが、今のところは、県は正式には9月には出すということで聞いております。

平川委員 正式にはっていうことは、あらかじめ案っていうのはもう少し早く示されるのかっていうことと、あと、この直近のワーキンググループとか、担当会議、また、市町村長に説明などを含めて、この部分の内容っていうの、どういうところら辺で示されてくるんですかね。

生活環境部長 ある程度、案というのが事前に提示してもらえと思うんですが、ただ、今の、この9月以前の段階での試算というのが平成27年度の決算の数値を用いて計算をしますので、前年の数字ということになります。それで、平成28年度の決算がやはりこの9月になりますので、その数値を用いて計算をするということでございますので、あくまでも試算は平成27年度決算の数字ということでございます。その数字が変わる可能性も当然ありますので、県としても、やはり正式には平成29年の9月に正式な数字を出すということで聞いておりますので、その間、先ほど言いましたように、ワーキンググループとか、担当課長会議等で議論を重ねていく中で合意形成を図っていくということでございますので。最終的な確定の数字は、やはり9月以降ということになってまいります。

平川委員 先ほど伺ったもう1点、直近の会議の内容。

生活環境部長 12月の19日ですね、会議ということでございますが、先ほど説明させていただきました、2ページですね、資料の2ページのところの①の制度設計の関係、あるいは②の事務の共同化のところですね、この部分につきまして、県で任意設定可能という部分でございますので、この

部分について、これまでも3回の会議の中でいろいろ、県が一応いくつかの案を出してきておりますけれども、まだ事務担当者レベルでの最終の合意には至っていないという状況でございます。

今度の4回目の会議につきましても、同じような形で案として提示をされてくると思いますけれども、その時点で最終的にどの部分が合意されて、どの部分がやはり引き続き検討ということになるかわかりませんが、内容的には、この、今の資料の2ページにありますような、この制度設計、あるいは事務の共同化のところの議論になると思います。

平川委員 直近の国保の運営協議会っていうのは、いつごろ予定されて、どういうところの部分を説明される予定なんですか。

生活環境
部長 今度、来年の2月ですね、上旬に国保運営協議会の開催を予定しております。それで、その中で、今、県のほうで、スケジュールで申しあげますと2月には市町村長の会議の素案の合意形成というところになるわけでございますが、この段階で、開催の時点で大体素案の合意形成ができておりましたら、その報告、運営協議会にもその報告をさせていただきますし、まだ、多少前後するかもわかりませんが、まだ合意形成図れていないという状況があるかもわかりませんが、一応スケジュール等、内容等については2月の国保運営協議会にも一応報告はさせていただきます予定はしております。

平川委員 先ほど、正式な金額は来年9月っていうふうにおっしゃったんですけども、金額はそれぞれ個人によって違ってくるので、要は今の水準からどのくらい上がるのかっていうところが一番気がかりなところになるので、細かい、正式な金額っていうのではなくて、大体の方向性が示された段階でやはりちょっとご報告というか、説明をいただきたいなっていうのと、この2月上旬に国保の協議会を開くのであれば、できたらそのタイミングで議会のほうにも何らかの報告というか、説明っていうのをさせていただいたらありがたいなと思いますけれども。

生活環境 今の段階で、正式な報告ができていますか、報告できるような、この2月で
部長 すね、2月に運営協議会にもそうですけれども、議会に、この委員会に
対しても、正式な報告ができるものがあるかどうかというのはちょっ
とわかりませんので、その段階では恐らく保険料率というのはまだ提示さ
れてこないと思いますので、報告できるものがもしありましたら、進捗
がありましたら、またご報告はさせていただくということでございます。

委員長 ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 私も平川委員と一緒に、やっぱり住民の一番の心配事っていうのは、
保険料がどのぐらいになるんだろうかというようなことです。

それで、一方で、市町村が決めるんだけれども、県に納付する額って
いうのは、向こうから言ってくる額を払わなければならないと。その差
がどれだけになるかというところでね、でも、今までも保険料をこの今
の段階に抑えている、そこにプラスをしているという、そのところで、
県から提示されてくる保険料と、提示っていうか基本的なものと、今の保
険料っていうのがどのぐらい差があればということやけど、考え方と
して、もうその県からの分をもうこれは守り抜くというか、そこは絶対
に、段階的であってもそこを持っていくというのが基本的なのか、斑鳩
町の格差がこれだけあっても、実際に払う保険料はある程度抑えるため
にプラスアルファするのをどう考えるのかっていうね、その辺の町とし
ての基本的な考え方っていうのは、いかがなものなんでしょうか。

生活環境 県が示してきます納付金ですね、これだけ納めてくださいねっていう
部長 額、これを納めるのに町としてどれだけの保険税率を設定していくのか
ということになりますので、その額がわからないと、当然、保険料率も
設定できないということになりますので。ただ、その額を必ず納めない
とだめですので、それよりも足らなかつたら赤字になってしまいます、
国保財政としては赤字になってしまいますので、今の現段階では、やは

りその納付金に見合う保険税率を設定をしたいと、あと、今までの累積赤字もございいますので、それも加味をして、どうしていくかということについては、また今後、運営協議会にもお諮りをして、検討していきたいというふうに思っております。

濱委員

まだ決まっていないことなのでわからないということですが、直前になって、決まったことについては住民の皆さんにどうなんだというような意見を聞くとかでなくて、こういうふうに決まりました、あなたの納税額はこれだけですよっていうふうに通知をすとか、そういう、何ていうのか、一方的に進んだのを住民に知らせるといってね、進んでいくと、本当にやっぱり生活大変で、きちんと保険税も払ってしている、一方で医療にかかると医療費の負担もふえていくという、そういった中でね、やっぱりその住民が置き去りにされているっていう感が拭えないんです。ですから、もちろんその国や県の動向というか、この一連の動きですね、それで、実際に斑鳩町の住民にこの決定額が知らされるっていうのが随分と間際になってからっていうことはね、やはり好ましくないというふうに私は考えています。もちろん、町がどうしたからといってどうなるものでもないんですけども、その辺でやっぱり住民が置き去りにされていっているっていう感が否めないで、先ほど言いましたように、保険税の金額を町で定めることができるというところ、それから、赤字もあるし、いろいろな面もありますけども、町全体での国保の会計を支えてきた今までの施策とか、そういったものっていうのをさらに充実して、できる限り住民の皆さんの負担が軽減できるようにっていう方向で、基本的な方向で進んでいただきたいと要望いたします。

委員長

ほか、ございませんか。よろしいですか。 中川委員。

中川委員

今の意見聞いていたら、上がるというのが前提みたいやけど、もう必ず上がるのかな。それだけ教えてもらえますか。

生活環境
部長 まだ、必ず上がるということは聞いておりませんので。ただ、今の状況から言いますと、医療費もかなり上がってきておりますので、下がるという可能性は低いかわかりませんが、これは実際どのぐらいの、県にどれぐらい納めるかということが出てきてから、斑鳩町の税額をどうするかという中で、個々に上がるか、下がるかというのは出てくるかわかりませんので、その辺は、今、現段階で、必ず上がる、下るといえるのは言えないという状況でございます。

中川委員 今の時点で言うたら、一般会計から補填していますわな。今後、そういうことも考えられるのかな。

委員長 池田副町長。

副町長 まず、今の一般会計の補填は、法定の一般会計、繰り入れ、ございます。これはもう当然しなければならぬ分でございますけども、今やっているのは法定外といたしまして、以前、平成12年に介護保険始まった以来、介護納付金に対する不足分ですわね、お金集める分と納付する分の差がございます、この累積赤字が非常に国保の赤字に影響しておるといことで、その分には補填してまいりました。ただ、それで、その間、国保税の値上げもございませんでした。ただ、平成27年度、国保税を改定させて、その前にも20年に改定させていただき、27年度と。それ以降、定期的に値上げをさせていただいておりますので、この、今やっている介護の赤字分の分については、値上げをする前の分ですので、平成27年度以降については、また、赤字補填はどうするかというのは、また今後の検討課題であります。町も、予算委員会等でお答えさせていただいておりますのは、平成26年度までの赤字、介護納付分の赤字については、補填は、もう、させていただきますよと、それで27年度以降は今後の検討課題と、このように答弁させていただいておりますので、今もその答弁ということで、27年度以降の赤字については検討課題ということでございます。

中川委員 せやから、引き続き一般会計から補填するっていうことも考えられる
いうことでええねんな、検討するいうことは。

副町長 検討するいうことは、そういうことも考えられるし、また、もう法定
外はもうやめておくということも考えられます。というのは、あくまで
も会社員の方は社会保険に入っておられまして、そこでかけておられる
し、また、その社会保険でかけた分も国保のほうへもお金払っておられ
るし、介護も払っておられます。いろいろ払っておられます。そうした
ら、もうあくまでも前提は、国保加入者の方が国保税で賄うのが前提で
ございますので、それはやはり基本にしていかないと、やはり町全体の
受益と負担の公平性が崩れるようにも考えております。

委員長 ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、4番目、病児保育事業の利用助成について、理事者の
報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項（4）病児保育事業の利用助成について、ご
報告申しあげます。資料4のほう、お願いいたします。資料4、病児保
育事業の利用助成についてをもとに、助成金の概要についてご説明をさ
せていただきますので、よろしくお願い申しあげます。

この病児保育事業の利用助成の目的につきましては、病気または病気
の回復期にある児童を医療機関等の専用施設で一時的に児童を預かる病
児保育事業を利用する者に対して、その利用料の一部を助成すること
により、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与す
るとともに、安心して子育てが行えるまちづくりを推進することを目的
としております。

次に、対象児童については、事業を利用する時点において町内に住所を有する生後3か月から小学校就学前の児童で、保育所、認可外保育所または幼稚園に在籍し、病気または病気の回復期であって、安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な児童および保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他のやむを得ない理由により家庭において保育が困難な児童などとしております。なお、幼稚園という文言を入れておりますのは、保護者とそのお子さんが同時に疾病にかかるなどのケースが考えられることから入れているものでございます。

次に、助成対象者は、児童の保護者としています。

次に、助成金の額であります。助成金の額は、児童が事業を利用した際に支払った1日の利用者負担額、この負担額には、食事の提供に係るものの額を除いた額となります。この負担額から、事業を実施する施設が所在する市町村の当該住民の1日の利用者負担額を差し引いた額、この負担額においても、食事の提供に係るものの額を除いた額といたします。この額に利用日数を乗じて得た額とし、1日の助成限度額は2,000円とします。ただし、生活保護法による被保護世帯、前年度市町村民税非課税世帯につきましては1日の限度額を4,000円としています。

事業開始につきましては、新年度から行ってまいりたいと考えております。

なお、住民の皆様への周知につきましては、3月に制度概要や申請手続き等について町広報紙や町ホームページにてお知らせするとともに、保育園、幼稚園などにおきまして案内してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、病児保育事業の利用助成についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 (2)の対象児童のところで、次の各号のいずれにも該当するものっていうことは、これ、1、2、3、4、5、全部該当しなければならないということであらうのかな。

福祉子ども課長 はい、そのとおりでございます。

中川委員 町内の保育所って、ゼロ歳児って生後7か月から違うんかな。これ、生後3か月になってあるけど。

福祉子ども課長 はい、そうであります。ここに記載させていただいております対象児童、これを基本といたします、対象者としまして。ただしですね、要綱上で、「ただし、町長が特に必要と認めたものは、この限りでない」。

(「違う、違う、町外の保育園でな」と呼ぶ者あり)

福祉子ども課長 すみません。町外の保育所で3か月からの利用できる保育所も対象とするためでございます。

委員長 よろしいか。ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員 今の中川委員のちょっと関連ですけれども、この対象児童の中に、4番のところに、保護者の勤務の都合とか、いろいろありますけれども、保育所とか、幼稚園に行かせていないというか、家庭で世話をされている方が、例えば出産であったり、事故であったりとかいうのは起こり得る可能性もあるんですけども、その辺っていうのはどう理解したらいいんですか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉 今、濱委員もおっしゃいましたように、幼稚園も行かれていない、保

部長 育園も行かれていない、その方につきましても、いわゆる利用していただけるような文言として、今度、整理していく段階において、例えば町長が特に認めるものとか、そういった形でさせていただくというふうに考えております。

委員長 ほか、ございませんか。 平川委員。

平川委員 これは、県内、県外であって、どこの病児保育を利用した場合でもこの助成をしていただけるということですか。

健康福祉
部長 4,000円としておりますのは、想定として、今現在、土庫病院です。ね、そちらのほうに通っておられる方がおられますので、その上限をとらせていただいているところでございます。また、県内、県外の制限も設けず、4,000円の範囲の中で行っていただければというふうに考えているところでございます。

委員長 濱委員。

濱委員 限度額4,000円っていうのは、これはどの、1回の連続したのに対して4,000円っていうんですか。何度もあるというか、年間に何回か、複数で利用のときはどうなんでしょう。

健康福祉
部長 1日4,000円ということで限度額を定めております。

委員長 平川委員。

平川委員 大体どのぐらいの利用を見込んでおられますでしょうか。

委員長 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 利用見込み数ですけれども、近隣ですね、今、この土庫病院の利用を考えて予算要求をしていく予定としておりますけれども、およそ20件あまりの予算要求をしてみたいと思っております。

(「20回分やろ」と呼ぶ者あり)

福祉子ども課長 20回の予算要求をしてみたいと考えております。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 延べ20日という形で。

委員長 よろしいですか。 小村委員。

小村委員 今のは、今までの病児保育を利用されている人数が大体20件っていうふうに。

委員長 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在の利用状況でありますけれど、まず、平成27年度の利用につきましては、2人の方で8回の利用がございました。当町ではこの回数を基本としておりまして、これに基づいて20日分を予算要求したいと思っております。

委員長 平川委員。

平川委員 この2人、8回っていうのは、土庫病院を利用した回数で、例えば県外で利用されている場合っていうのは、実態は把握はできていないんですか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 今、課長が申しました8回というのは、土庫病院と阪奈の病院、ございますね。それで、阪奈病院につきましては1人で2回、土庫病院につきましては1人で6回という状況でございます。

委員長 よろしいですか。 小城町長。

町長 今、こういう関係で今、土庫病院とか、あるいは阪奈中央病院とかいう関係ですから、この間、地域フォーラムで、平群町で、斑鳩、安堵、それから平群、そして天理、郡山という首長が集まって知事と病院の会長と話をする場で、私は、できればこの西和医療センターで知事さんにやってくれということをご要望して、この間の紙面にも、新聞にも載っていましたようにですね、できる限りやっぱりこういう地域をやっぱりこの西和医療センターを活用していくということで、そういうものをできないかということもご要望申しあげて、いずれ県も、そういう関係では考えていただけるんじゃないかなと。ただ、今、現段階ではまだないわけですから、これからの要請を、また議会の皆さん方もご要望いただいて、できればやっぱりこの地域でそういうものが開かれていけば。やっぱりその土庫病院って、結局、距離的にもかなりありますし、あるいは阪奈中央病院でもやっぱり生駒まであるから、やっぱりそういうこともご要望を申しあげていますので、なお一層皆さん方のご協力をお願いしたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。 小村委員。

小村委員 土庫病院とか、阪奈中央病院で大体利用が食っているのはどれぐらいかかるんですかね、1人当たり。

委員長 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 まず、土庫病院につきましては、市内の方は2,000円なのですが、市外の、斑鳩町の方が利用する場合は4,000円っていうふうになっています。阪奈病院につきましては、斑鳩の方が利用する場合は3,000円、市内の方は2,000円っていうことになっています。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(5)として、斑鳩黎明保育園の増設について、理事者の報告を求めます。 中原福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、(5)斑鳩黎明保育園の増設について、ご報告申しあげます。

近年の核家族化や共稼ぎ世帯の増加、就労形態の変化等により、保育サービスに対する需要は、増加・多様化しております。また、全国的な傾向として、保育所待機児童の問題や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっております。

そうした中、斑鳩町では、これまでに、公立保育園保育室の増床や給食調理室の新築等により定員の拡大や、斑鳩黎明保育園の誘致、来年4月開園予定の法隆寺幼稚園の小規模保育事業の実施など、待機児童を発生させないよう努めてきたところでございます。

しかしながら、今後もさらに保育ニーズの増加が見込まれ、このニーズに対応する新たな保育所の整備が急務の課題となっております。

さらには、小学校児童における学童保育室も、昨今、その需要がふえ、その整備につきましても急務の課題となっております。

そうしたことから、本町といたしましては、待機児童を発生させないとの方針のもと、これらニーズに 대응していくため、民間活力による保育所整備の検討を行い、旧文化財収蔵庫の跡地を活用し、斑鳩黎明保育園

の増設を進めてまいりたいと考えております。

それでは、恐れ入りますが、資料5をごらんいただけますでしょうか。斑鳩黎明保育園の増設につきまして、現時点での、その考え方や方向性等につきまして、ご報告をさせていただきます。

初めに、1. 保育所等整備の概要でございます。整備内容は、斑鳩黎明保育園の増設で、保育所内に学童保育室を併設する計画であります。資料にA3版の平面図を添付しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。所在地は、斑鳩町法隆寺西3丁目1562番地1の一部で、旧文化財収蔵庫跡を活用することとしております。整備部分の規模等は、土地が991平米、建物は、延べ床面積962平米、建物の構造は鉄骨造3階建てを計画しております。建物の1階において学童保育室、2階・3階において保育所を開設する予定で、1階部分は、図面2ページの平面図でお示ししておりますように、学童保育室を2室設け、2階部分は、図面3ページのように、3歳及び4歳児の保育室を、3階部分は、図面4ページのように、5歳の保育室と可動式の間仕切りパーテーションを設置した遊戯室を設ける予定としております。定員については、保育園の定員は、現行定員の120名を増設により190名に増員するとともに、学童保育室は70名を計画しております。開設の時期は、平成30年4月1日開園の予定で進めてまいりたいと考えております。

次に、2. 保育所増設及び学童保育室の整備に係る事業費等についてであります。活用補助金として、保育所等整備交付金を活用したいと考えております。整備事業の事業費は、おおむね2億1,150万円で、負担割合は、国が2分の1 町が4分の1 事業者が4分の1となっております。

次に、3. 運営補助についてであります。保育所の運営につきましては、斑鳩町民間保育所運営費等補助金交付要綱に基づき支援するとともに、学童保育室の運営につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業交付要綱に基づき支援してまいりたいと考えております。

次に、4. 町有財産の取扱いについてであります。現在、斑鳩黎明保育園の敷地につきましては、町が無償で貸し付けをしておりますが、本整備計画の設計にかかります平成29年4月より、既存の斑鳩黎明保育園の敷地部分も含め、全て有償で貸し付けしてまいりたいと考えております。賃貸借料は、その単価として、町が庁舎東側で来客用駐車場として民間から賃貸借している単価1,340円を用いて、年額239万8,800円とすることで協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、5. 今後のスケジュールでございます。平成30年4月の開園に向けまして、平成29年3月議会において関連予算を計上させていただき、4月に国庫補助金の事前協議を行い、6月にその内示を受け、7月より整備工事を着工、10月より保育所の園児募集、12月より学童保育室の児童の募集を行いまして、平成30年2月には整備工事を竣工、3月に県の認可を受け、4月に開園というスケジュールを組まさせていただきますところでございます。

なお、近隣住民等の説明につきましては、今日3日に開催させていただき、黎明保育園隣接の方から、防音対策についての質疑・ご要望があり、斑鳩黎明保育園から、ご要望を検討した上で、設計・整備に当たるとともに、運営についても配慮していきたいと回答されるとともに、園児送迎時の路上駐車に関するご指摘に対しましては、改めて保護者に徹底させていただくとの回答がございました。増設そのものにつきましてはご理解をいただいたものと考えております。

以上、斑鳩黎明保育園の増設に関する現時点での考え方、方向性等につきましての報告とさせていただきます。委員皆様方には、何とぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 事業者単独で建設する建物でもないのですね、国が2分の1、町が4分の1という公費も使われますねんけど、この施工業者の選定はどのように

されるのか、教えていただけますか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉
部長 実際に、黎明さんが入札に当たられます。その入札に当たられましては、国の指導では、町の入札の制度を準用した形でしてくださいというような指導がございますので、そういった形でとられるものと考えております。

中川委員 それなら、町の指名業者っていう形で。

健康福祉
部長 町の指名業者というよりも、町の、いわゆる何千万円以上で何社必要ですよとか、そういった形は準用されます。

中川委員 その単価的なもの、例えば、町も4分の1ですから、例えば4,000万安なったら町が1,000万減るということやねからね、そういう単価的なところでまで町は入っていけるのかどうかということをお教えいただけますか。

健康福祉
部長 いわゆる実費用ですね、実費用と国庫の補助対象となる費用が全然違いますので、町は、国庫の補助対象となる費用に対しまして、それを4分の1を負担していくということになりますので、例えば大きな、大きな言うたらおかしいですけど、費用が大きければ、それだけ事業者の持ち出しがふえるということになります。

具体的に申しますと、国庫基準なんですけれども、1億4,000万程度になるのかなというふうに、今のところ試算ですけれども、そういったあたりで、2億1,150万という概算が出ているんですけども、国庫補助基準額は1億4,000万円程度ぐらいにはなるのかなというふうに考えています。

中川委員　それからいくと、町の持ち出し、持ち出しいうか補助は、4,000万弱ってというような数字になってくるのかなと思いますねんけどね。

それと、今まで無償貸し付けしていた土地、この際やないけど、これ、一緒に有償に変わるのかな。それ、黎明さんはそれでもう理解してくれてはるのかな。

健康福祉部長　1億4,000万円でしたら3,500万円程度の持ち出しが必要やということと、それと、有償貸し付けなんですけども、これは、4月1日から有償で貸し付けをお願いしますということで、協議を進めている段階でございます。既存部分も含めて。今回設置される部分と、今使われておられる部分も含めて、全体で、全て有償で貸し付けますよということで、お話を進めさせていただいているところです。

中川委員　今さらやけど、それなら何でもともと、これ、有償で貸さへんだん。

委員長　池田副町長。

副町長　もともと、保育園を新設する場合、やはりそれがほぼ満床になるまで、3年から5年かかると言われておりますやん、どの保育園でも。経営も安定するまで。ところが、もう、今、斑鳩黎明の場合、当初90名でされて、当初、うち、予算計上でも、たしか60人前後で予算計上させていただいた、もうようあって60人でしょうと言われておりました、あわの状況、たつたの状況見て。ですけども、やはりできたら、一気に、急激にふえてまいって、今は、ことしからかな、120に定員を上げられまして、また、来年の状況も見えますと、やはりまた伸びているという状況ですので、経営者に話しして、やはりこれでもう軌道に乗ったでしょうと、当初5年の無償ということで厚生常任委員会にも説明させていただきましたけども、やはりちょっと、その中に一文あって、やっぱり状況によって変わりますよという条項入っておりますので、もう来年から、4月1日から、まだ建物建っていないけども、やはりまたそこ

で物置いたりすることもあるだろうということで、もう一緒に、既存部分も含めて、うちは有償で提供しますよということで、ほぼご了解をいただいております。

委員長 ほか、ございませんか。 平川委員。

平川委員 駐車場なんですけども、今、職員の方の駐車場は有償で庁舎の横の町の駐車場を利用されていますけども、保護者の送迎用っていうのは、今、どんなふうになっているのかっていうのと、非常に今でも子どもさんたちの送り迎えで道路渡られるのがちょっと危険なところも感じる場所あるんですけども、その辺は、今後、どういうふうに考えているんですか。

副町長 もう今、質問者もご存じのように、保護者の駐車場、送り迎えの駐車場は、アスファルトのしていない駐車場を使ってくださいよ、先生についてもそこを使ってくださいよということで、斑鳩黎明も書いております。もうそこを使ってくださいよとなっております。それで、あそこについても、もう以前から質問ありますけども、あそこは土地所有者からご好意で、無償で借りておりますけども、斑鳩黎明からは月10万円、年間120万円かな、使用料いただいて、それについては、おります。それで、斑鳩黎明には、それは、必ずこちらへとめてやってくださいよと、十分やっておるんですけども、たまに出勤で急いでいるお母さん、これはもう町立でも十分注意するんです、あわであっても、たつたであってもそうですけども、駐車場はとめてくださいよと言うてあるんです。あわでも、せっかく駐車場つくっても、あそこへ入れやんとばばっと車とめて行かれます。何ぼ怒ってもあきませんねけど、また、知り合いおられたら、よろしくご指導、よろしく申し上げます。

平川委員 安全対策、また、さらに人数がふえるので、ますます混雑してくるかなと思うので、よろしく申し上げますということと、あと、学童保育な

んですけれども、町のほうも時間延長で取り組んでいただけるということなんですけど、この黎明さんの学童保育は、実施される時間帯っていうのは、町と同じような形になるんでしょうか。

副町長　これについても、王寺町のほうで黎明さんされております。たしかあそこは夜の10時までされておまして、土曜とか、日曜も充実されております。そのような形態になろうかと思えます。あとの運営とか、教育方針とかいうのも、恐らく向こうと同レベルで運営をしていくということとなっております。ですから、そういう保護者の方のご要望に応じていってもらえるものと考えております。

委員長　小城町長。

町長　黎明さんの関係は、安堵小学校で学童保育やっていますが、安堵小学校ももう限界ということで、今、黎明さんに、学童保育やりますから、時間的には、やっぱり時間が長いと思います。学校のほうは、大体7時ぐらいで終わってしまうと。そういうことで、安堵町も、町長に聞きますと、やっぱりこれから私立でふやしていきたいという感じを持っておられました。

委員長　ほか、ございませんか。　平川委員。

平川委員　あと、この増設部分では給食の調理室っていうのはないんですけれども、今の既存の部分でこの人数がふえた部分も対応できるんですか。

委員長　面巻健康福祉部長。

健康福祉部長　今、1階の部分に給食調理室がございます。その部分で対応できるようだと聞いております。

委員長

ほか、ございませんか。 濱委員。

濱委員

先ほど、住民説明会の中で、騒音のこととか、駐車ですね、道路の駐車なんかの問題ということがちょっとありましたけども、この間、議員の懇談会の日、私、担当の方に申しあげたんですけども、まだ基礎を壊しているときで、大変大きな音がしておりまして、ちょっとびっくりするほどの音だったので、どんなのかなと思うと、どういう機械かわかりませんが、潰している状況だったんです。道路面に対しては飛び散らないようにちょっとシートがあったけども、その間からは十分に見えるというか、高さもそんななかったですし、音がすごかったです。担当のほうにすごい音がしているけど大丈夫なのっていう感じで声かけさせていただいたんですけども、近隣の方って、直接べたっとくっついてるおうちとかはないにしても、かなり大きな音でした。短時間っていうか、その工程だけなのでっていうような説明を聞いて、その後はそういう大きな音ってなかったんですけども、普通の住宅であったりとか、そういうところで取り壊しをしたりとか、そういう大きな音が出るときに、ましてや隣が今現在営業している保育園だったら、その辺で騒音の対策だったりとか、粉塵のことでもね、一定の決まりがあるのじゃないかなと、ちょっと後で思ったんです。そういうものが隣接していたら、間に防塵の、壁というか、シートであったり、防音のシートを張るとかいう、そういうものっていう規定がひょっとしたらあるんじゃないかなというふうにちょっと疑問に思ったので、その辺も教えていただきたいんですが、黎明さんと同じところがするからって課長が、するから、自分のところの敷地内だったらそういうの適用されないんだろうかというの。

（「解体は教育委員会や。これは担当が違いまんがな」と
呼ぶ者あり）

濱委員

それでも、子どもさんがいる時間にそういうようなこと。今度、次、これを建てるときにもね、やっぱり工事の伴ってのことがあると思うの

で。

委員長

小城町長。

町長

いずれにいたしましても、保育所の場合でも、もうたつた保育園が現状は、やっぱり増設する場合は、反対というのか、やっぱりその声がかましいということがありました。やっぱりそれを住民に対して話をしながら、説得をして、増設をさせてもらいました。あわにしても当然でございますし、それはもう当然、住居がありますから。今のこの斑鳩町の水道庁舎、昔の水道庁舎を解体するについても、いろいろとご意見がございます。その中で、この間、説明会をさせていただいたら、やっぱり防音壁だけはやってほしいと、やっぱりそういうこともおっしゃっていますから、それは当然のことだと思います。やっぱりそのそこに住んでいる方は、私やったら、やっぱり当然のことをこれはしてもらわんと、なかなかできない。これはもう、何でも一緒ですね、JRの橋のやつでも、ほとんどこの線路際のところはもう全部防音壁をするか、あるいはそういうことをしていかなかったらなかなかでき得ないということ、で、今、住民の方、2、3軒ございますけども、十分やっぱりお願いをしながら、事業を進める関係等については慎重に進めていきたいと思っております。

濱委員

そうしたら、この間、私が遭遇した日はね、すごい音していましたけど、その辺では、そういった手立てっていうのはしていなかったと思うんです、防音壁とかいうことについてはね。今後、これ、進めていく上では、もちろん住民の皆さんと、それから現在の園児の方はいらっしゃるところに隣接していますので、注意深く進めていただきたいと思えます。以上です。

委員長

斑鳩町の仕事しているときは、防炎シートというのは必ず張らなあかんということは法律で決まっていますので。それは、私、理事者側違い

ますけど、それはちゃんと業者がやっていますので。それだけは理解したってください。

(「すみません、そうしたらあのときも張ってあったんでしょうか。非常に申しわけないですが」と呼ぶ者あり)

委員長 張らないと、仕事できないです。労働基準監督署っていうのがあって、そこが必ず指導しますから。それはもう必ず張って仕事やらないと、一般の方でも、どこでも、今はできない。それは必ず張っています。

(「わかりました。すみません、私の確認が少なかったのかもしれないけれども」と呼ぶ者あり)

委員長 ほか、ございませんか。 小村委員。

小村委員 この学童保育室70名ということなんですけど、これは、例えば町立に、対象年齢もあれなんですけど、町立に預けている子どもたちも、例えばここに行って、見ていただけるのかっていうところをお聞きしたいと。

委員長 健康福祉部長。

健康福祉部長 町立に行っておられて、こちらへということですか。それはちょっと。町立の学童保育に入られて。

(「かわるいうことを言うている」と呼ぶ者あり)

健康福祉部長 それは、申し込みの段階で。

(「まず、対象年齢」と呼ぶ者あり)

健康福祉
部長 今、想定されているのが小学生ということなので、1学年から6学年
ってということです。

小村委員 そうしたら、今、町の学童保育もある中で、ちょっと学童保育がふえ
てくるだろうということで、黎明保育園さん、されると思うんですけど、
例えば、これ、西とか東には、王寺みたいにバスみたいなのが走られる
んですかね。

健康福祉
部長 そのあたりの運営方法、例えば、につきましては、今後、黎明保育園
さんが考えていかれることだと思うんですけども、王寺町でしたら回
っておられるので、その形につきましては、運営主体のほうを考えてい
かれるとは思いますが。

小村委員 ちょっと長いスパンでの考え方なんですけど、夜間10時まで黎明保
育園がされるってなると、今の私立保育園と、今の黎明保育園と一緒に
のように、町立の学童保育から黎明保育園の学童保育に人が流れていくと
いうようなことが予測されるんですけども、町としては、今後、各、
今、小学校でやっておられる学童保育のほうを、この、民営化っていう
か、委託していきたいっていうような方向性で考えているっていうこと
なんですかね。

健康福祉
部長 現在やっております学童保育につきましては、私立ができようが、そ
のまま、町立っていうか、公営で開設してまいります。ただ、黎明保育
園さんの場合、そもそも基本料金も高うございますので、そのあたりで
すみ分け、あるいはそれぞれのニーズに応じた形のすみ分けはできるの
かなというふうに考えております。

委員長 小林委員。

小林委員 学童保育についてなんですけれども、土日とか夏休みも学童保育されるとなると、当初はですね、保育所の運動場狭いからという話で当初お聞きしていたんですけれども、そうやってきますと、保育所園児の広場として優先するのか、土曜日とか夏休みとかは学童保育としての目の前の広場として優先されるのか、それはどういうふうに取り扱われるのか、お聞きされていますか。

健康福祉部長 いわゆる学童の児童の遊び場というか、そういった広場のことをおっしゃっていると思うんですけれども、黎明保育園さん、事業主体さんに尋ねますと、王寺でもやっておられるのもあるので、その場合でも、例えば河川敷を使ったりされておりますので、黎明保育園さんでは、近くの広場であったり、健民運動場であったり、そういったものを利用させていただきたいというふうに今の段階では聞いております。

小林委員 すみません、ちょっとわかりにくかったんですけれども、当初取り壊すときには、黎明保育所の園児の広場が狭いので、運動場が狭いので、横に、もっともっと、気兼ねなくというか、元気いっぱい遊べる場所ということで、取り壊しのときに聞いていましたので、ってなってくると、学童保育の部屋の目の前のこの野外遊技場というのは、優先的に保育所ではないんですね、今の話では。

委員長 池田副町長。

副町長 基本的にね、保育園と、どこの民間でも一緒です、保育園と学童、よくひっついているんですわ。その遊技場というのは、まずは保育園の園児さんを優先されます。それで、あいた時間帯、もしあれば、学童保育の子どもさんが使われるということになってきます。たいがいの場合、学校から帰ってきて、そこで、まずは宿題したり、勉強したりされますねやんか。また、運動するときでしたら、サッカーしたり、例えばこの曜日のこの時間はサッカーしよう言うたらね、どこかの運動場借りて、そ

こへ行って、車で行って、みんなされるんですわ、何学年。そういうちゃんどスパンを組んでされますので。そうしないと、その運営自体やっていけませんので、その会社自体が。私ら以上に、やはりそこらをきっちり考えて運営をされますので、まず保育園を優先されるということですよ。

小林委員 ただいまの明確なご答弁を聞いて、安心させていただきました。

あと1点、要望で、交通安全対策というかですね、例えばことし黎明保育所のほうで七夕まつりされたときには、夕方、もう駐車場パンクして、国道からこっち側に、町道側に入れられない状態に起こったほどなんですけれども、そういうことも、今度増設されて、より人数がふえるということですので、またそういうことも、町としても、指導というかですね、どうなっているのかっていうのをお聞きしていただきたいのと、黎明保育所の送迎用の駐車場が道を挟んだ向いにありますので、今できる安全対策として、やっぱりできる限りのことはしていただきたいなど。例えば、ミラーの増設もそうですけども、横断誘導線の設置とか、できる限り子ども達が安全に黎明保育所に行けるように手配していただきたいということで、要望だけさせていただきます。

委員長 ほか、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(6) (仮称)斑鳩町健康寿命延伸計画(案)について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、(仮称)斑鳩町健康寿命延伸計画(案)につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料6をごらんいただけますでしょうか。

計画書の目次をごらんください。この計画書は、3つの章立てをして

おり、第1章は計画の策定にあたって、第2章は斑鳩町民の健康状況、第3章は計画の実現に向けてとしております。

初めに、計画書の1ページでございます。1章に当たりましては、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、基本方針、基本目標、計画期間について記載しております。この計画は、健康増進法に基づく市町村健康増進計画であります第2期斑鳩町健康増進計画のより具体的な行動計画として位置づけております。住民が主体的に生活習慣の改善に取り組み、さまざまな関係機関等と連携しながら、健康寿命の延伸を目指すことから、基本方針を「健康寿命の延伸をめざして～一人ひとり、自ら健康づくり、地域社会で支援～」としております。基本目標につきましては、斑鳩町健康増進計画と整合性を図ることから同目標としており、また、計画の期間につきましても、斑鳩町健康増進計画の最終年度が平成34年度となっておりますことから、平成29年度から平成34年度までの6年間としております。

次に、3ページからでございます。第2章の斑鳩町民の健康状況につきましては、地域特性から見た健康課題と、6月の本委員会で報告させていただきました、健康づくりに関するアンケート調査結果から見た健康意識を整理させていただいております。

地域特性から見ました健康課題の(1)健康寿命におきましては、平成25年の男性は17.77年、女性は20.57年と、平成22年と比べますと男女とも長くなっており、奈良県、全国平均と比較しましても長くなっております。

次に、4ページでございます。(2)死亡状況におきましては、男性は第1位が悪性新生物、第2位は循環器系疾患、第3位は呼吸器系疾患となっております。女性では、第1位が循環器系疾患、第2位が悪性新生物、第3位が呼吸器系疾患となっております。

次に、12ページでございます。アンケート結果から見ました健康意識におきましては、(1)体格指数の①肥満の人の状況でございます。町民の肥満の人の割合を見ますと、男性では50歳代の割合が38.0%と最も高く、20歳から40歳代は県・全国より高くなっております。

女性におきましては、年齢とともに肥満の人の割合は高くなり、最も高い年代は70歳以上で、26.2%となっております。県と全国と比べますと、70歳以上は高くなっております。

次に、17ページの下段の⑤野菜摂取についてでございます。町民の野菜を多くとるようにしている割合は、男性で61.3%、女性で76.0%と6割以上の方が野菜の摂取を心がけており、各世代においても同様の傾向となっております。しかし、平成24年の国民健康栄養調査の野菜の摂取量を見ますと、県は男性が40位、女性が46位と野菜摂取量の少ない県となっており、本町でも実際の摂取量は少ない可能性があります。

次に、19ページでございます。(3)運動習慣の①意識的に体を動かす頻度でございますが、町民の意識的に体を動かす人の割合は、男女とも、50歳未満でほとんどしていない人の割合が高くなっております。一方で、50歳から74歳の方は、週に3回以上体を動かす割合が高く、体を動かすことを意識している方が多くなっております。

次に、恐れ入ります、34ページをごらんください。34ページからは、4つの分野において、関係課の主な事業について掲載しております。

最後に、42ページでございます。計画の推進体制と評価についてでございますが、健康寿命の延伸を目指すためには、広範かつ多岐にわたる取り組みを展開していかなければなりません。これらの取り組みを総合的、効果的に進めていくために、町行政各分野が連携し、横断的に取り組んでまいります。評価につきましては、斑鳩町健康増進計画の指標を用いて、住民のニーズや社会情勢の変化、国の動向等に対応し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

また、この計画を策定するに当たりましては、町民皆様に広く意見をいただきたいと考えております。そこで、平成29年1月4日から13日までの期間に、町ホームページや公民館、保健センターにおいて、パブリックコメントを予定しております。

以上で、(仮称)斑鳩町健康寿命延伸計画(案)についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
平川委員。

平川委員 最後の43ページの健康寿命の目標値なんですけど、のぼすっていうことなんですけど、この計画を策定するその一番最初の趣旨で今の現在の年齢が書いてあるんですけども、やはりその根幹にかかわるところかなとは思いますが、やはり数値として設定するのはなかなか難しいものなんでしょうか。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 そもそも、奈良県1位を目指してまいりたいということで考えておりますので、数値を初めは考えたんですけども、なかなかそう、1年、2年ってというのがどうなのかなということもございましたので、のぼすということで、奈良県1位を目指す、その目標でやっていくよっていうことをご理解いただければなと思っております。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 それでは次に、(7)第2期斑鳩町食育推進計画(案)について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、第2期斑鳩町食育推進計画(案)につきまして、ご報告させていただきます。

お手元の資料7をごらんいただけますでしょうか。

この計画を策定するに当たりましては、関係団体及び関係機関であります町栄養士会や町食生活改善推進員協議会、建設農林課、教育委員会

事務局、福祉子ども課、長寿福祉課と、食育推進計画策定懇話会を3回開催し、内容の検討をしてまいりました。

それでは、計画書の24ページをごらんください。第5章、食育推進の取り組みといたしまして、ライフステージに応じた食育の取り組みについてでございます。それぞれ6つのライフステージに基づきましてこの食育推進計画に取り組んでまいりたいと考えております。

この計画につきましても、健康寿命延伸計画と同時期にパブリックコメントを予定しております。

以上で、第2期斑鳩町食育推進計画（案）についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長 それでは次に、(8)斑鳩町空き家総合対策事業（案）について、理事者の報告を求めます。 植村総務部長。

総務部長 今般、空き家につきましての総合対策事業につきまして大筋の取りまとめを行いましたので、資料8に沿いまして、その概要案をご説明いたします。昨日の建設水道常任委員会と同様の内容でございます。

まず、1点目の空き家の適正管理の促進についてでございます。

そのうちの1点目、所有者への啓発でございますが、固定資産税の納税通知書の送付時等にチラシを配布するとともに、町ホームページや広報紙におきまして情報の提供を進め、空き家の管理について所有者の意識の向上を図ってまいりたいと考えておりまして、平成29年度から実施する予定といたしております。

2つ目は、空き家の相談会の開催でございます。NPO法人と連携をいたしまして、空き家の維持管理、賃貸、売買、活用方法など、空き家

についての総合的な相談会を開催することといたしまして、平成29年度から実施したいと考えているところでございます。

次に、大きな2番目でございます。老朽危険空き家の除却についてでございます。

そのうちの1つ目の老朽危険空き家等の解体支援でございます。安全管理や環境衛生上の問題がある空き家を自主的に解体される場合にその解体費用の一部を助成しようとするものであり、平成29年度から実施したいと考えております。

2つ目の空き家の跡地利用でございますが、安全管理や環境衛生上の問題がある一定の条件を満たした空き家の解体につきまして、除却後の土地を町に寄附することを条件に、町で解体工事を行おうとするものでございますが、これにつきましては、その実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

大きな3つ目といたしまして、空き家の利用促進についてでございます。

そのうちのまず1点目、空き家活用促進改修の支援及び子育て世帯移住促進の支援でございます。まず、空き家を居住目的で購入して改修する場合や、居住目的の賃貸を行うために改修する場合に、その改修費用の一部について助成しようとするものでございます。また、居住者が子育て世帯である場合、三世代で同居などする場合や転入者の場合は、助成金を加算していこうというものでございまして、これは平成29年度から実施したいと考えているところでございます。

2つ目の空き家の利用促進ということでございます。空き家を売却または賃貸しようとする場合、空き家に残された家財道具の処分費用の一部について助成を行い、また、リユース可能な家財道具につきましては町のイベント等で希望者に無料で譲渡し、その有効活用を図っていこうとするものでございまして、これにつきましては、実施に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目は、空き家バンクの創設についてでございます。空き家の利用及び定住促進を目的に、空き家の利用を希望する方と町内に居住するこ

とを希望する方に情報提供を行うための空き家バンクについて、その創設を検討してまいりたいと考えているところでございます。

裏面でございます。平成29年度から実施を予定している、先ほど申しました事業のうち、助成事業について、改めてまとめたものでございます。

まず、事業番号1につきましては、老朽危険空き家等解体の支援というところでございますが、その老朽危険空き家等解体支援事業の補助金といたしまして、1件当たり30万円、上限でございますけれども、考えているところでございます。

次に、事業番号2の空き家活用促進改修の支援におきましては、空き家活用促進改修支援事業の補助金といたしまして、1件当たり30万円、上限を考えているところでございます。

最後に、3番目の子育て世帯移住促進の支援につきましては、上記2番目の空き家活用促進改修支援事業補助金の対象者であって、かつ子育て世帯等である場合は、同補助金の補助上限額の引き上げを行おうとするものでございます。また、引越し費用の一部を補助することにより支援を行おうというものでございまして、その表にございますように、子育て世代改修費加算では1件当たり20万円、三世帯同居あるいは近居改修費の加算では1件当たり10万円をそれぞれ加算、また、引越し費用補助金といたしまして、1件当たり10万円の助成を考えているところでございます。

なお、左端の欄、予算要求額と書いてあります金額欄につきましては、予算の要求段階の数値でありますことはご了承いただきたいというふうに思います。

これら事業につきましては、今後、それぞれの担当課におきましてさらに詳細を詰めた上で、補助要綱等を整備をいたしまして、これら事業費を当初予算に計上してまいりたいと考えておりますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

小村委員。

小村委員 この空き家バンクの創設なんですけども、たしか三郷町でもされていると思うんですけど、三郷町での実績と違って、おわかりになりますか。

総務部長 申しわけございません。今、聞いておらない状況でございます。

小村委員 形態としては、三郷町と同じような形になると思うんですけど、ちょっと、これ、創設に当たって、三郷町でどういうところが問題点なのかっていうところもまたしっかりと検討して、使いやすいものにとりか、利用者がふえるようにしていただけたらなと思います。そういう意味でも、先進事例を少し、ちょっと、挙げていただきたいなというふうに思います。

もう1点なんですけれども、この子育て世帯移住促進の支援、これに関しても、三郷町、安堵町が、多分、僕の記憶なんですけど、安堵町もされていたと思うんですけど、これについても、また、もし、今、実績等の数字がないのであれば、またご報告いただけたらなと思うんですけども。

委員長 面巻健康福祉部長。

健康福祉部長 今、申しわけないんですけど、数値、持ち合わせていませんので、改めてご報告させていただきます。

小村委員 まだ案ですので、どれぐらいの影響額が出るのかとか、対象に関しては、今のところ、どう考えているんですかね。子育て世代と言いましても、何歳の子どもを持っているのかとかっていうところは。

健康福祉部長 子育て世帯の想定なんですけども、中学生以下を持つ世帯というふうには今のところは想定しているところでございます。

小村委員　また、そうしたら、個人的にでも、三郷と安堵の比較等、また出して
いただけたらなと思いますので。

委員長　よろしいですか。ほかはございませんか。

(　　な　　し　　)

委員長　ちょっと私のほうからちょっとお聞きしたいんですけど、この解体に
かかわることなんですけど、これは、確認申請とっているところととっ
ていないところあるんですけど、こういう難しいのはまだ設定してへん
のかな。　池田副町長。

副町長　建築確認の話ですけども、もう基本的に、建築確認以前の建物もござ
います。例えばもう昭和の初期のありますので、ですからもう基本的
には、建築確認の有無というのはもう問わないということでのどの市町村も
やっておられます。そうでないと、そうしたら大正の終わりに建った建
物、それこそ老朽建物になってまいりますので、それは有無は問わない、
これはもう基本です。

委員長　もう1点だけね。ちょっと打ち合わせのときも聞いたんですけど、農
家住宅に対して、もし解体して斑鳩町が取得するとなったときに、農家
住宅の建てるところいうたら、多分調整やと思うんですけど、それを町
が所有したら売却できないとは思いますがね、農家住宅やったらで
きるかわからへんけど。その農家住宅に対しての取り扱いっていうのは、
まだ決まっていないですかね。

副町長　農家住宅云々より、ここにも書いていますように、実施に向けて検討
となっておりますわね。やはりよくされておりますのは、言いましたよ
うに、それを、寄附をもうてすぐ売却、こんなんやったら、もともとそ

の人、売らばったらええわけですやんか。ですから、やはりその自治会で管理をされると、自治会で何らかの形で公的に利用されるということが前提となりますので、そこが限定になってまいりますので、農家住宅云々ということは議論にはなっていないです。あくまでも、それをあと自治会でどういうふうにご利用されるということですので、売却を前提としておりませんので。これはご理解いただきたいと思います。

委員長 ほか、ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、なければ、理事者側から報告しておくことはございませんか。 浦野住民課長。

住民課長 住民課のほうから、1点ご報告させていただきます。証明書等コンビニ交付サービスの開始日に当たります来年2月1日の午前10時から、セブニーイレブンハートインJR法隆寺駅南口店におきまして、町長が、店内のマルチコピー機でマイナンバーカードを利用して住民票を実際に取得されるセレモニーの実施を予定しておりますので、ご報告させていただきます。以上でございます。

委員長 ほかに報告することはございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑・意見があれば、お受けします。よろしいですか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項についても終わります。

次に、4番目として、その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。ございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他についても終わります。

それでは、継続審査案件について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただくよう、よろしくお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。

(午後0時02分 閉会)